

24 日 獣 発 第 229 号

平成 24 年 11 月 30 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 山 根 義 久

(公印及び契印の押印は省略)

中国における口蹄疫の発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について

このことについて、平成 24 年 11 月 27 日付け 24 消安第 4226 号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、口蹄疫に係る防疫対策については、これまで、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成 23 年 10 月 1 日農林水産大臣公表）及び「口蹄疫に関する防疫対策の強化について」（平成 24 年 3 月 15 日付け 23 日獣発第 350 号。以下「強化通知」という。）により、飼養衛生管理基準の遵守状況の調査や畜産関係者等への注意喚起の徹底等を依頼してきたところですが、今般、中国政府から国際獣疫事務局（OIE）に対し、少なくとも 1996 年以降発生が確認されていない遼寧省大連市において、口蹄疫（O 型）の発生が確認された旨の通報があり、については、各都道府県畜産主務部長宛てに、①家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に基づく飼養衛生管理基準の遵守及び強化通知の記の 3（早期通報の再徹底について）及び 4（的確な初動対応の徹底及び連携体制の再確認について）の事項について万全を期するよう改めて本病の発生予防措置の徹底を指導依頼したこと、②近隣諸国の口蹄疫の発生状況を別添のとおり更新したので、強化通知の記の 5（口蹄疫に関する情報の共有について）に基づき、本通知の内容を確実かつ迅速に畜産関係者等に周知するよう依頼した旨通知したので、本会宛て、了知の上、円滑な防疫対策の実施について協力を依頼されたものです。

なお、海外における口蹄疫等家畜伝染病の発生状況等の必要な情報について、下記の農林水産省ホームページ等を通じて積極的に公表していくので、防疫体制の更なる充実のために、適切な対応についても依頼されているので、ご活用のご希望をいたします。

記

<農林水産省ホームページ：口蹄疫に関する情報>

URL：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

以上

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 長野

TEL 03-3475-1601



24消安第4226号
平成24年11月27日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

中国における口蹄疫の発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な防疫対策の実施につき御協力方お願いいたします。





24消安第4226号
平成24年11月27日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

中国における口蹄疫の発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について

口蹄疫に係る防疫対策については、これまで、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成23年10月1日農林水産大臣公表）及び「口蹄疫に関する防疫対策の強化について」（平成24年3月2日付け23消安第6020号農林水産省消費・安全局長通知。以下「強化通知」という。）により飼養衛生管理基準の遵守状況の調査や畜産関係者等への注意喚起の徹底等を御指導いただくようお願いしてきたところです。

今般、中国政府から国際獣疫事務局（OIE）に対し、少なくとも1996年以降発生が確認されていない遼寧省大連市において、口蹄疫（O型）の発生が確認された旨の通報がありました。それによると、本事例は、11月19日に同市普湾新区の養豚農場の43頭の豚に口蹄疫の症状が確認され、11月24日に国立口蹄疫リファレンス研究所において口蹄疫ウイルス（O型）が確認されたとのことです。

つきましては、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に基づく飼養衛生管理基準の遵守及び強化通知の記の3及び4の事項について万全を期するよう改めて本病の発生予防措置の徹底を指導願います。また、近隣諸国の口蹄疫の発生状況を別添のとおり更新しましたので、強化通知の記の5に基づき、本通知の内容を確実かつ迅速に畜産関係者等に周知するようお願いいたします。

今後も海外における口蹄疫等家畜伝染病の発生状況等の必要な情報を当省ホームページ等を通じて積極的に公表してまいりますので、防疫体制の更なる充実のために、適切に御対応願います。

<農林水産省ホームページ：口蹄疫に関する情報>

URL：http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html



(参考) 強化通知の記の 3、4 及び 5

3 早期通報の再徹底について

家畜の所有者や獣医師等に対して、家伝法第13条の2第1項の症状の具体的な内容について周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に通報するよう改めて指導を徹底すること。

4 的確な初動対応の徹底及び連携体制の再確認について

都道府県が家畜の所有者や獣医師等から上記3の通報を受けた場合には、遅滞なく、防疫指針第3の規定に基づく対応を的確に行うよう徹底すること。また、万が一の口蹄疫の発生時に備え、防疫指針第2の2の(9)の規定に基づく市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の整備について改めて確認すること。

5 口蹄疫に関する情報の共有について

農林水産省から提供された口蹄疫に関する種々の情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫対応等に有用と考えられるものとして動物衛生課が指定した情報については、確実かつ迅速に家畜の所有者、市町村、関係機関及び関係団体等に周知すること。

中国における口蹄疫（O型）の発生について

2012年11月27日

動物衛生課

中国遼寧省（りょうねいしょう）大連市（だいにんし）普湾新区（ふわんしんく）における口蹄疫（O型）の発生について、OIEへの報告及び現地報道情報（インターネット情報）がありましたのでお知らせいたします。

なお、現地報道情報には発生日、飼養頭数及び死亡数等にOIE情報と齟齬が見られませんが詳細は不明です。

1. 中国家畜衛生当局によるOIEへの報告

出典：OIEウェブサイト

http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?page_refer=MapFullEventReport&reportid=12633

【概要】

- ・発生数：1件（続報3）
- ・発生日：2012年11月19日
- ・確定日：2012年11月24日
- ・OIEへの報告日：2012年11月24日
- ・血清型：O型

【発生状況】

- ・発生場所：中国遼寧省大連市普湾新区の養豚場

※遼寧省は中国と北朝鮮との国境に接する省であり、大連市は遼寧省南方の半島に位置

【動物種】	【飼育頭数】	【症例数】	【死亡数】	【淘汰数】	【と畜数】
豚	43	43	43	0	0

【診断】

- ・ELISA、RT-PCR、ウイルス分離：陽性

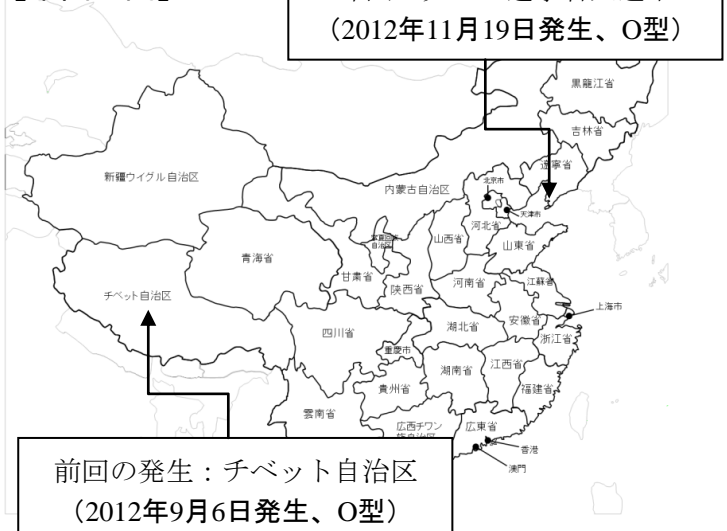
【感染源】

不明または調査中

【対応】

- ・淘汰
- ・隔離
- ・国内における移動制限

【中国地図】



- ・スクリーニング
- ・ワクチン接種（羊／山羊：8060頭、牛：6141頭、豚：305頭）
- ・施設等の消毒
- ・患畜を治療対象としない

2. 現地報道情報（仮訳の上まとめ）

出典：新華ネット（11月24日付け）、中国時刻ネット（11月25日付け）及び新華新聞（11月26日付け）等（インターネット情報）

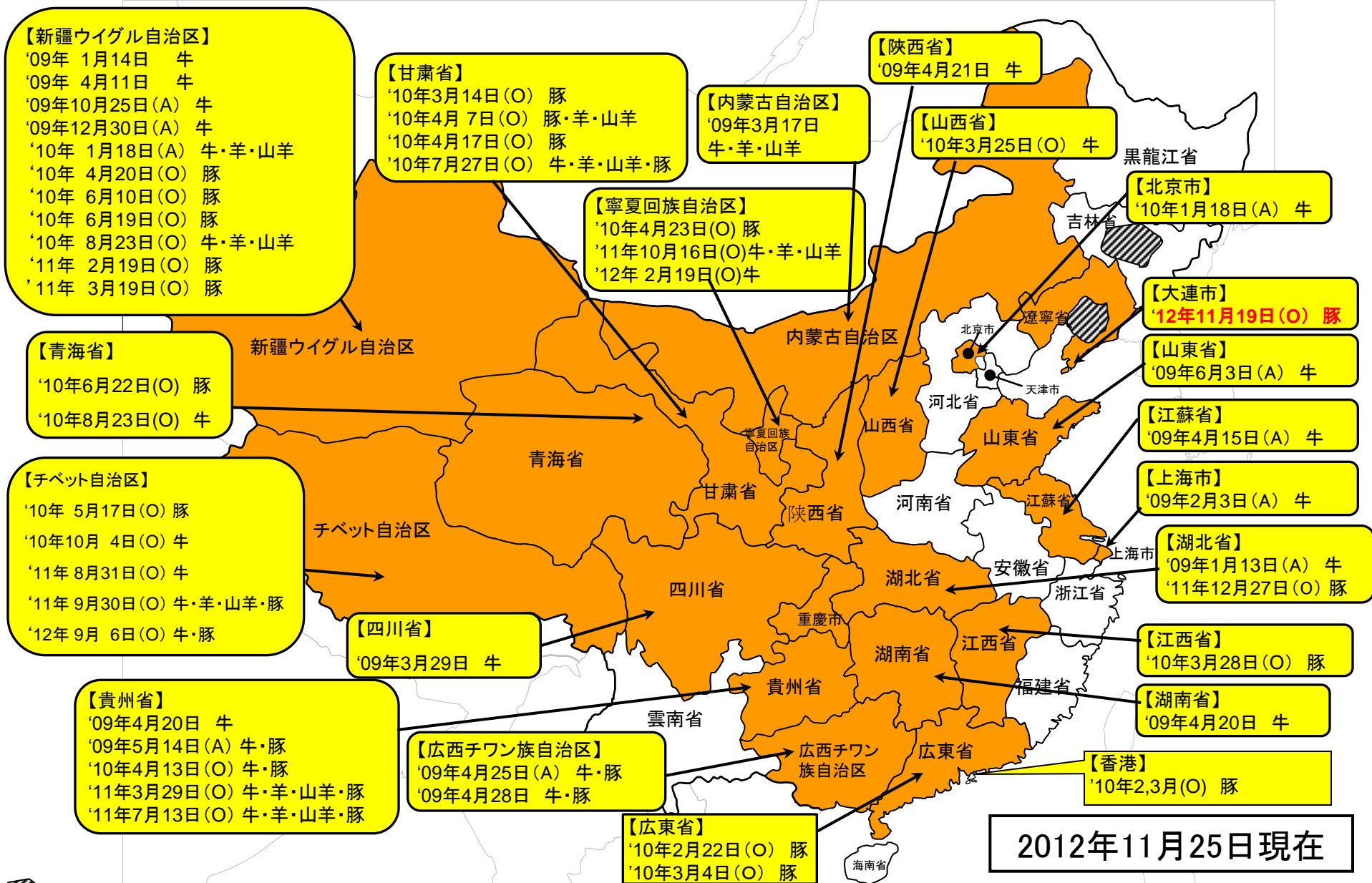
発生日、飼養頭数及び死亡数等にOIE情報と齟齬が見られますが、詳細は不明です。


【概要】

- ・ 11月6日：中国 遼寧省 大連市 普湾新区 の養豚場にて原因不明の疾病発生（当該農場の場長証言）。
- ・ 11月9日：当該農場より関係部門に疾病の発生を報告。
- ・ 11月19日：口蹄疫を疑う症状が現れ、飼養豚43頭が死亡。
- ・ 11月24日：中国農業部は当該養豚場で発生している疾病が口蹄疫（O型）であることを発表。同日、発生養豚場の封鎖、消毒及び監視を実施し、飼養豚2,500頭の全頭処分を決定。
- ・ 11月25日：周辺地域の隔離と飼養豚2,500頭の全頭処分を実施。
- ・ 11月26日：処分した豚の埋却が終了。

- ・ 当該農場では11月6日から11月25日現在までに400頭程度の豚が死亡。
- ・ 当該養豚場への感染経路は不明であるが、当該養豚場は高速道路と隣接している（最も近いところでは12m程度の距離）。

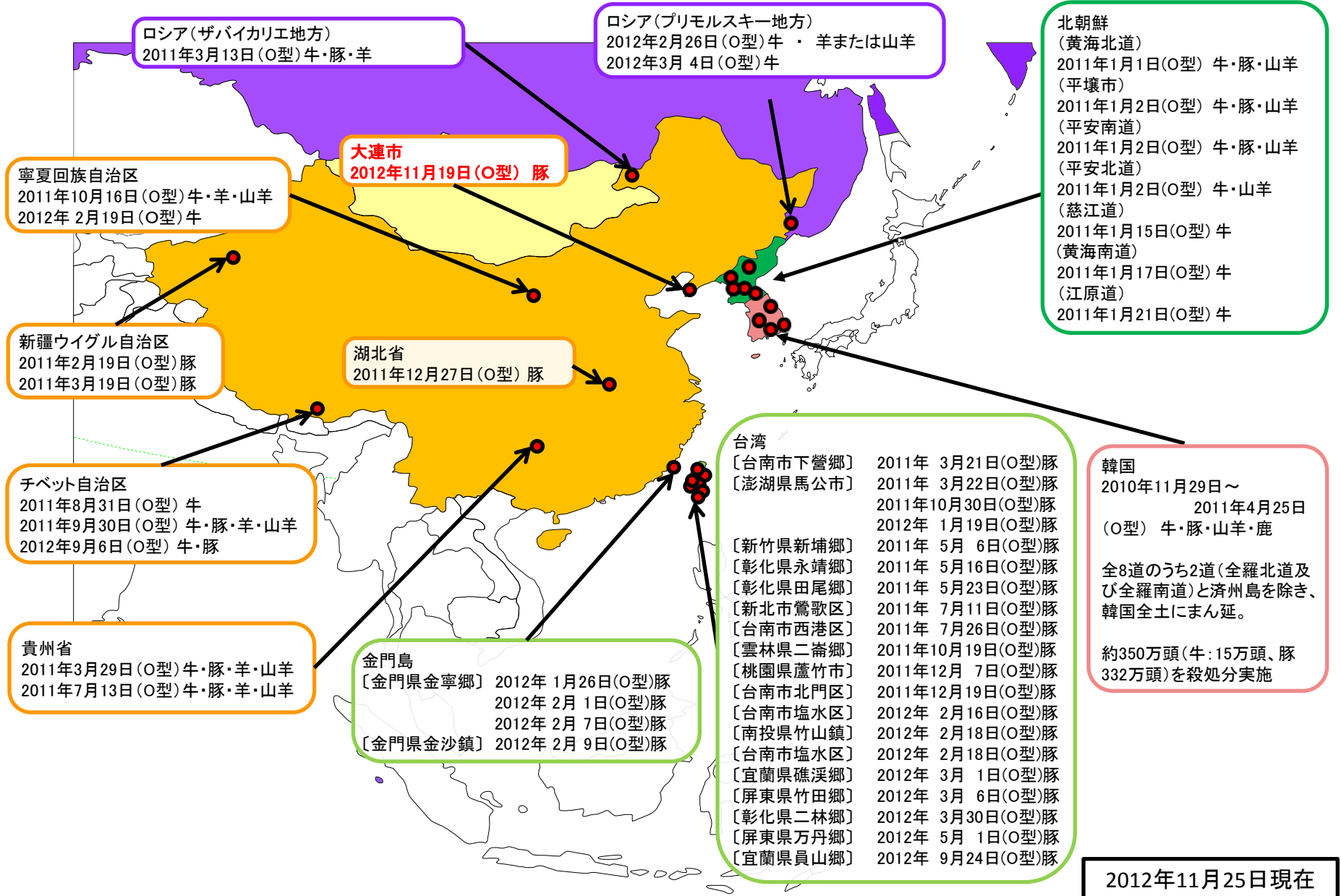
中国における口蹄疫の発生状況(2009年1月以降)



 :無規定動物疫病区
 (口蹄疫に関する防疫措置が重点的に講じられている特定の地域)

※出典:OIEほか ※日付は発生日
 ※()に型名表示のないものはすべてAsia1型

中国、香港、台湾、韓国、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況（2011年1月以降の発生）



ロシア(ザバイカリエ地方)
2011年3月13日(O型)牛・豚・羊

ロシア(プリモルスキー地方)
2012年2月26日(O型)牛・羊または山羊
2012年3月4日(O型)牛

北朝鮮
(黄海北道)
2011年1月1日(O型)牛・豚・山羊
(平壤市)
2011年1月2日(O型)牛・豚・山羊
(平安南道)
2011年1月2日(O型)牛・豚・山羊
(平安北道)
2011年1月2日(O型)牛・山羊
(慈江道)
2011年1月15日(O型)牛
(黄海南道)
2011年1月17日(O型)牛
(江原道)
2011年1月21日(O型)牛

寧夏回族自治区
2011年10月16日(O型)牛・羊・山羊
2012年2月19日(O型)牛

大連市
2012年11月19日(O型)豚

新疆ウイグル自治区
2011年2月19日(O型)豚
2011年3月19日(O型)豚

湖北省
2011年12月27日(O型)豚

チベット自治区
2011年8月31日(O型)牛
2011年9月30日(O型)牛・豚・羊・山羊
2012年9月6日(O型)牛・豚

台湾
 [台南市下營郷] 2011年 3月21日(O型)豚
 [澎湖県馬公市] 2011年 3月22日(O型)豚
 2011年10月30日(O型)豚
 2012年 1月19日(O型)豚
 [新竹県新埔郷] 2011年 5月 6日(O型)豚
 [彰化県永靖郷] 2011年 5月16日(O型)豚
 [彰化県田尾郷] 2011年 5月23日(O型)豚
 [新北市鶯歌区] 2011年 7月11日(O型)豚
 [台南市西港区] 2011年 7月26日(O型)豚
 [雲林県二崙郷] 2011年10月19日(O型)豚
 [桃園県蘆竹市] 2011年12月 7日(O型)豚
 [台南市北門区] 2011年12月19日(O型)豚
 [台南市塩水区] 2012年 2月16日(O型)豚
 [南投県竹山镇] 2012年 2月18日(O型)豚
 [台南市塩水区] 2012年 2月18日(O型)豚
 [宜蘭県礁溪郷] 2012年 3月 1日(O型)豚
 [屏東県竹田郷] 2012年 3月 6日(O型)豚
 [彰化県二林郷] 2012年 3月30日(O型)豚
 [屏東県万丹郷] 2012年 5月 1日(O型)豚
 [宜蘭県員山郷] 2012年 9月24日(O型)豚

韓国
2010年11月29日～
2011年4月25日
(O型)牛・豚・山羊・鹿

全8道のうち2道(全羅北道及び全羅南道)と濟州島を除き、韓国全土にまん延。

約350万頭(牛:15万頭、豚332万頭)を殺処分実施

金門島
[金門県金寧郷] 2012年 1月26日(O型)豚
2012年 2月 1日(O型)豚
2012年 2月 7日(O型)豚
[金門県金沙鎮] 2012年 2月 9日(O型)豚

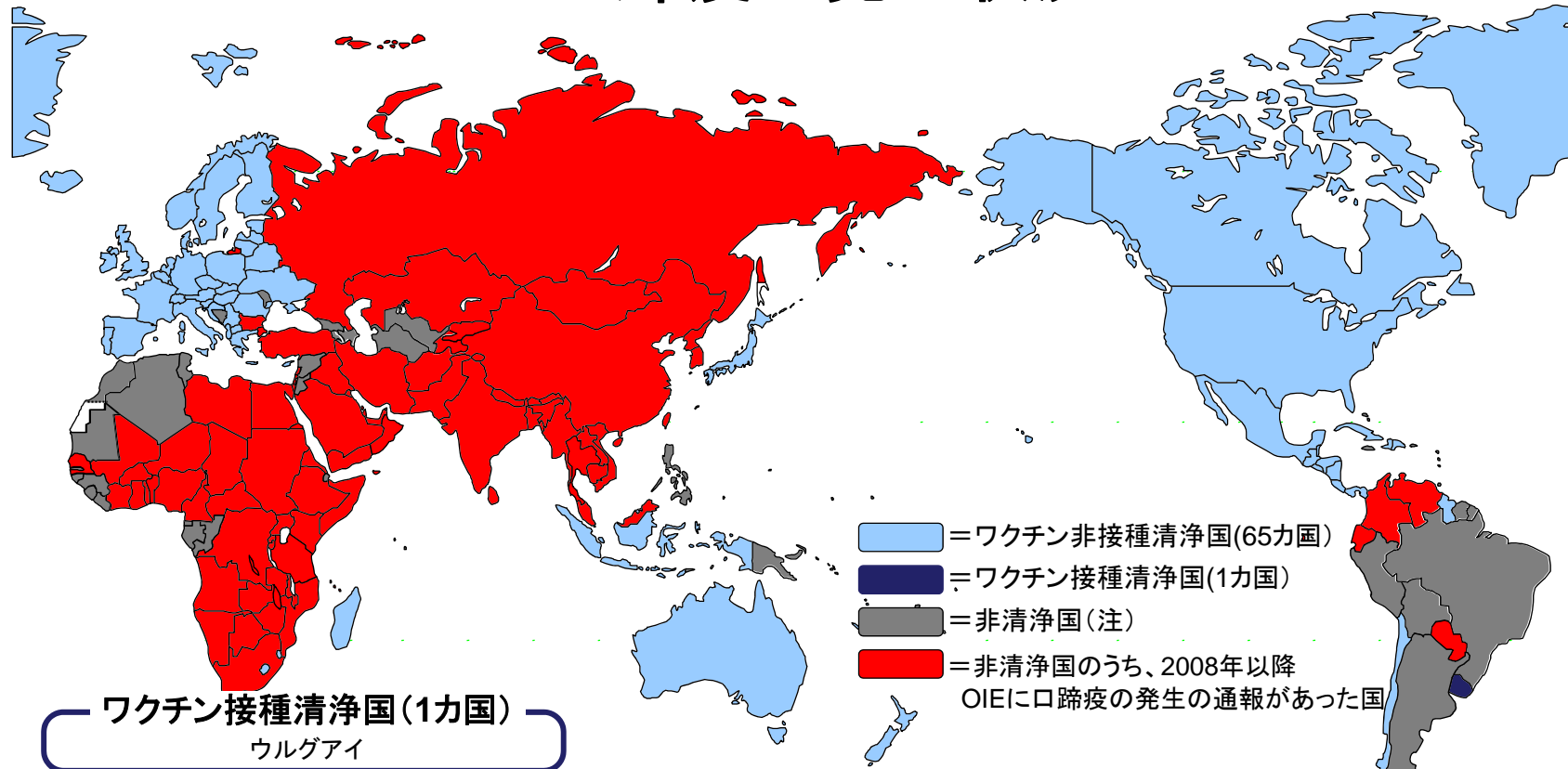
貴州省
2011年3月29日(O型)牛・豚・羊・山羊
2011年7月13日(O型)牛・豚・羊・山羊

2012年11月25日現在

※ 出典: OIE ほか
※ 日付は発生日(各々の事例が初めて観察された日)

口蹄疫の発生状況

2012年10月29日現在



ワクチン接種清浄国(1カ国)
ウルグアイ

- = ワクチン非接種清浄国(65カ国)
- = ワクチン接種清浄国(1カ国)
- = 非清浄国(注)
- = 非清浄国のうち、2008年以降 OIEに口蹄疫の発生の通報があった国

ワクチン非接種清浄国 (65カ国)

～ヨーロッパ(38カ国)～

アルバニア	チェコ	ハンガリー	オランダ	スウェーデン
オーストリア	デンマーク	アイスランド	ノルウェー	セルビア
ベラルーシ	エストニア	アイルランド	ポーランド	モンテネグロ
ベルギー	フィンランド	イタリア	ポルトガル	ボスニア・ヘルツェゴビナ
クロアチア	マケドニア	ラトビア	ルーマニア	スイス
キプロス	フランス	リトアニア	スロバキア	ウクライナ
英国	ドイツ	ルクセンブルク	スロベニア	
サンマリノ共和国	ギリシャ	マルタ	スペイン	

～アジア(4カ国)～

- 日本
- インドネシア
- シンガポール
- ブルネイ

～オセアニア(4カ国)～

- オーストラリア
- ニューカレドニア
- ニュージーランド
- バヌアツ

～南北アメリカ(15カ国)～

- カナダ
- ニカラグア
- チリ
- パナマ
- コスタリカ
- 米国
- キューバ
- ベリーズ
- エルサルバドル
- ドミニカ共和国
- グアテマラ
- ハイチ
- ガイアナ
- メキシコ
- ホンジュラス

～アフリカ(4カ国)～

- スワジランド
- マダガスカル
- モーリシャス
- レソト王国

注: 上記 非清浄国には、その一部にOIEが公式認定するワクチン非接種清浄地域/ワクチン接種清浄地域を含んでいる国を含む。
(なお、フィリピンは5つのワクチン非接種清浄地域により、アルゼンチンは、1つのワクチン非接種清浄地域と2つのワクチン接種清浄地域により、全土がカバーされている。)

※ 出典: OIE (清浄国はOIE公式認定)